

住宅用家屋証明書申請に伴う添付書類

※申請内容によって添付書類が異なるため、下の表をご確認ください。

下記の注意事項の条件は満たしていますか？

ア. 新築住宅ですか？
イ. 中古住宅ですか？

ア. 新築住宅
租税特別措置法施行令第41条

イ. 中古住宅
租税特別措置法施行令第42条第1項

建築したのは？
ア. 申請者本人
イ. 業者(分譲住宅等)

入居はお済みですか？
ア. 入居済
イ. 未入居

ア. 申請者個人が新築した家屋

イ. 業者が新築し、個人が取得した家屋

ア. 入居済 ③⑦⑧

イ. 未入居 ③④⑤⑦⑧

※ 買取再販の場合は、上記の他⑨、⑩が必要となります。

入居はお済みですか？
ア. 入居済
イ. 未入居

入居はお済みですか？
ア. 入居済
イ. 未入居

ア. 入居済
①②③

イ. 未入居
①②③④⑤

ア. 入居済
①②③⑥⑦

イ. 未入居
①②③④⑤⑥⑦

- ① 登記申請書(家屋調査士の印を押印済)または全部事項証明書
- ② 建築確認通知書または検査済証(登記使用済のもの)
- ③ 住民票(マイナンバー(個人番号)未記載のもの)
- ④ 申立書(原本)
- ⑤ 現住家屋の売買契約書、賃貸契約書、媒介契約書のいずれか
- ⑥ 家屋未使用証明書(原本)
- ⑦ 売買契約書、譲渡証明書、建設工事請負契約書のいずれか(競売の場合は、代金納付期限通知書)
- ⑧ 家屋の登記記録全部事項証明書(家屋登記簿謄本)
- ⑨ 増改築等工事証明書
- ⑩ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(保険付保証明書)

※長期優良住宅については、上記の資料に「長期優良住宅認定通知書」をあわせて添付してください。
 ※低炭素住宅については、上記の資料に「低炭素建築物新築計画認定通知書」をあわせて添付してください。
 ※⑩については、工事の種類において、給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事に要した額が50万円を超える場合のみ提出が必要です。

＜ 注 意 ＞

- 個人が、自己の住居の用に供する家屋であること。
- 新築又は取得後、1年以内に登記する家屋に限る。(未到達日を取得日に設定することはできない)
- その家屋の延床面積(区分建物については専有床面積)が、50㎡以上であること。
- 併用住宅の場合、住宅部分の床面積が延床面積の90%を超えるものであること。
- 新築家屋を取得し、その買主が表示登記している場合、取得年月日は表示登記年月日より前であること。
- 建築確認を取らずに新築した家屋については、その家屋の建築工事請負書を添付する。
- 添付書類の内、申立書、家屋未使用証明書は原本で、それ以外は写しでも可。
- 未入居の場合で現住家屋の処分方法が決定していないときには、現住家屋に今後申請者が居住しないことを証明できる書類が必要。
- 中古住宅の場合、昭和56年以前に建築された住宅については、耐震基準適合証明書等※の添付が必要(登記された築年月日が昭和57年以降であれば、耐震基準適合証明書等不要)
 ※…耐震基準適合証明書(当該家屋の取得の前2年以内に評価されたものに限る)、住宅性能評価書(当該家屋の取得の前2年以内に評価されたものに限る)、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(当該家屋の取得の前2年以内に契約が締結されたものに限る)のいずれか。